

2022

International Student Handbook

留学生ハンドブック

Keio University



Keio University International Center

慶應義塾大学 国際センター

はじめに	1
1 国際センターと日本語・日本文化教育センター	2
1 国際センター	
2 日本語・日本文化教育センター	
3 事務室	
4 留学生へのお知らせ方法	
5 学生談話室	
2 在留資格	5
1 在留資格とは	
2 在留カード・在留管理制度	
3 在留期間の更新	
4 在留資格の変更	
5 一時的に出国する場合（みなし再入国許可）	
6 家族の呼び寄せ（家族滞在ビザ）	
7 アルバイトする場合（資格外活動許可）	
8 休学・就学（復学）・退学する場合の在留資格	
9 卒業・修了する場合の在留資格	
10 出入国在留管理局および首都圏の主な出張所案内	
3 住居（大学内で申請できる宿舎）	16
1 大学学生用宿舎（留学生用・国際学生寮）	
2 社員寮	
3 共済部	
4 その他の学生会館、アパート、連帯保証人（自分で宿舎を探す場合）	17
1 宿舎探しの基本ルール	
2 大学学生寮以外の情報提供および住宅の紹介	
3 不動産業者を利用する場合の注意	
4 連帯保証人、留学生住宅総合補償	
5 引越し時の注意	
5 奨学金	20
1 学部・大学院学生	
2 別科・日本語研修課程の学生	
6 大学の規則、大学での授業	21
1 大学の規則	
2 休講・補講・教室変更・試験等の連絡（Webシステム）	
3 授業時間	
4 早慶野球戦当日の授業	
5 三田祭（大学祭）期間中の授業	
6 緊急時における授業の取り扱い	
7 授業料	

7	学内施設、制度	24
1	メディアセンター（図書館）	
2	コンピュータ・ネットワーク利用	
3	保健管理センター（慶應義塾診療所）	
4	トレーニングルーム	
5	学生相談室、心身ウェルネスセンター、ストレス・マネジメント室	
6	ハラスメント	
7	外国人留学生のための個人学習指導員（チューター）制度	
8	各種証明書、届出	30
1	学生証（身分証明書）	
2	在学・成績・卒業/修了（見込）証明書など各種証明書	
3	学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）	
4	健康診断証明書	
5	奨学金受給証明書	
6	諸届	
9	就職支援	34
1	就職支援	
2	日本学生支援機構（JASSO）「外国人留学生のための就活ガイド」	
3	日本で就職する場合の在留資格（就労可能な在留資格への変更）	
4	卒業・修了後、就職活動を継続する場合の在留資格	
10	卒業・修了、帰国	35
1	帰国前に行うこと	
2	卒業・修了後の自宅住所・連絡先・就職先（進路）の届出	
3	卒業・修了後の慶應義塾大学とのかかわり	
11	日本での生活	38
1	マイナンバー制度について	
2	通学定期券（研究生を除く）	
3	郵便局	
4	銀行口座の開設	
5	電話	
6	インターネット	
7	電気	
8	ガス	
9	水道	
10	ゴミ処理	
12	緊急の場合（急病・火災・盗難・交通事故・地震）	42
1	緊急事態発生時の通報番号	
2	地震	

13 医療・健康

44

- 1 国民健康保険（「国保」）
- 2 学生健保 医療給付制度
- 3 学生教育研究災害傷害保険
- 4 国民年金
- 5 病院にかかりたいとき
- 6 救急車を呼ぶとき

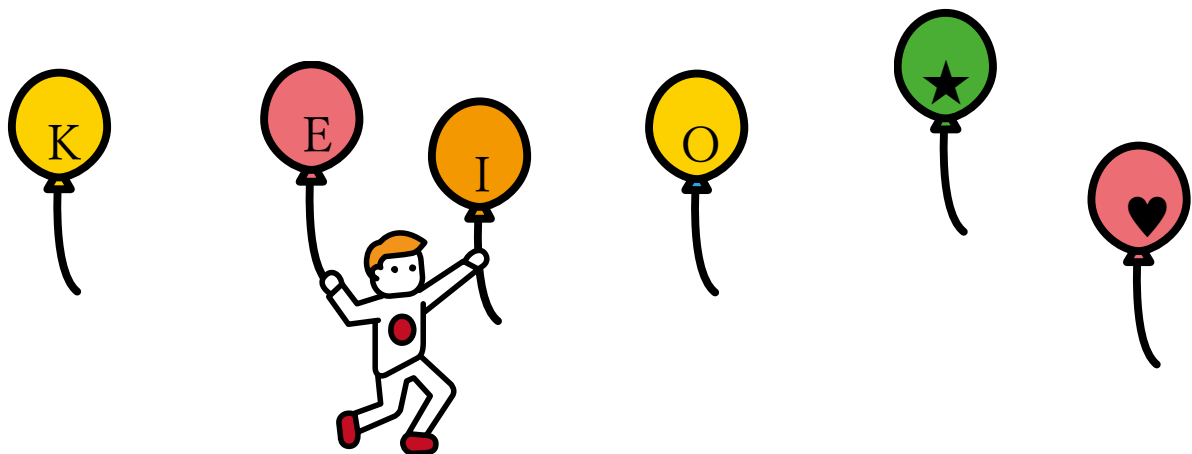
14 留学生支援団体（国際センター公認）

46

- 1 在学生による支援団体
- 2 慶應義塾大学卒業生による支援団体

15 キャンパス所在地

48



はじめに

本ハンドブックは、留学生が慶應義塾大学で留学生活を送るにあたって参考となる項目を取り上げ、その概略についてまとめたものです。それぞれの項目の詳細や最新情報については、本ハンドブックに記載されている用語やキーワードを参考に、所属する学部・研究科や各キャンパスで配布される履修案内や塾生サイト、keio.jp、掲示板等で確認してください。



1 国際センターと日本語・日本文化教育センター

1 国際センター

慶應義塾大学国際センターは、義塾の国際的な活動を促進するために1964年に設立されました。

国際センターは、世界各地の大学や機関と協定を結び、互いに研究者や学生を派遣・交流している慶應義塾の国際交流の拠点となっています。

国際センターの業務は三田キャンパスの学生部が行っています。学生部では、義塾で学ぶ留学生を勉強や生活の面で支援するとともに、海外への留学を希望する学生をサポートしています。具体的には、海外の大学との交換留学制度の運営、春季・夏季の短期海外研修プログラム、英語で授業が行われる国際センター講座、日本語・日本文化教育センターとの総合的調整・推進、受け入れ留学生の生活支援（住居、奨学金など）などの諸事業を展開しています。

各キャンパスにおける国際担当の窓口は、「3 事務室」の表をご覧ください。

2 日本語・日本文化教育センター

慶應義塾大学日本語・日本文化教育センターは、1950年代から始まった義塾の日本語教育を総合的に調整・推進するために、1990年に国際センターから独立し、新たに設立されました。

日本語・日本文化教育センターでは、別科・日本語研修課程と学部・大学院における日本語教育を行っています。

日本語・日本文化教育センターの業務は三田キャンパスの学生部別科・日本語研修課程担当が行っています。別科・日本語研修課程の授業に関すること、各種証明書の発行、住所変更など諸届、在留期間の更新申請についてなど、学生生活で困ったことがあれば、遠慮なく相談に来てください。

3 事務室

各キャンパス国際担当窓口		場 所	開室時間 (月一金)
三田	学生部	南校舎地下1階	8:45-16:45
	学生部国際交流支援グループ		
	学生部福利厚生支援グループ(奨学金)		
	学生部別科・日本語研修課程担当		
	管財部レジデンシャル担当(宿舍)	三田インフォメーションプラザ2階	
日吉	日吉学生部国際担当	独立館1階	8:45-16:45
	日吉学生部大学院担当	協生館2階	
矢上	学生課国際担当	25棟110号室	8:45-16:45
信濃町	学生課(学事、学生生活)	孝養舎1階	8:45-16:45
	信濃町担当国際担当	2号館8階5棟	
湘南藤沢	学事担当窓口 (総合政策学部、環境情報学部、政策・メディア研究科)	A館(本館)1階	9:15-16:50
	看護医療学部事務室窓口 (看護医療学部、健康マネジメント研究科)	看護医療学部校舎 1階	
芝共立	学生課国際担当	1号館1階	8:45-11:20 12:20-16:45

※新型コロナウイルス感染拡大および緊急事態宣言発令に伴い、事務室開室時間を変更しているキャンパスがあります。詳細は以下の塾生サイト「[新型コロナウイルス感染症への対応\(塾生向け\)](#)」の「学内施設の利用」から最新の情報をご確認ください。

< 閉室日 >

土曜日、日曜日、祝祭日

福澤先生誕生記念日 1月10日

上記以外の閉室日は、塾生サイト「[事務室窓口](#)」を参照してください。

4 留学生へのお知らせ方法

留学生の皆さんへの連絡は、特別な場合を除いて各キャンパスの学生部・学生課・学事担当に設置された掲示板や塾生サイト、keio.jp等のWebシステムにより行われます。日吉キャンパス大学院（KBS/SDM/KMD）はkeio.jpや各研究科の在校生ページに掲載します。Webシステムについては、「6-2 休講・補講・教室変更・試験等の連絡（Webシステム）」を参照してください。

奨学金や宿舍入居の募集、各種行事等々、重要な連絡事項が掲示されますので、掲示板やウェブサイトを必ず見るようにしてください。

また、[国際センター](#)のウェブサイトも定期的に確認をしてください。

<別科・日本語研修課程からの連絡>

別科・日本語研修課程での休講、補講の伝達は、keio.jpによって行います。また、留学生のための行事、奨学金の募集などは別科・日本語研修課程の掲示板に貼り出されます。[日本語・日本文化教育センター](#)のウェブサイトでは、事務的な手続きや学生生活に必要な情報などを掲載しています。

5 学生談話室

留学生の皆さんは、学生談話室を自由に利用することができます。

キャンパス		三田	日吉	矢上	信濃町
場 所		南校舎1階 国際センター グローバルラウンジ	独立館地下1階 日吉コミュニケーション・ラウンジ	12棟2階 201号室	総合医科学研究棟 1階ラウンジ
利用時間	月～金	9:00～21:00	9:00～18:00	8:30～20:00	6:00～23:00
	土・日	—	—	8:30～20:00 (土のみ)	6:00～23:00

**新型コロナウイルス感染拡大防止のため、閉鎖している場合があります。最新の開閉状況を確認してください。

2 在留資格

1 在留資格とは

在留資格とは、外国人が日本に在留する間、一定の活動を行うことのできる資格のことです。日本に在留する外国人は、入国（上陸）の際に与えられた在留資格の範囲での在留活動が認められており、また、その在留は、在留資格に応じて定められた在留期間に限られます。大学の学部、大学院、別科・日本語研修課程、慶應インターナショナルプログラム（KIP）に在籍する留学生は、原則として「留学」の在留資格を取得することになっています。適切な在留資格を有していなければ、在籍できなくなる場合があります。本章および以下のウェブサイトを読み、必要な届出や手続きを怠らないよう注意してください。

https://www.ic.keio.ac.jp/intl_student/life

2 在留カード・在留管理制度

(1) 在留カード

上陸許可により中長期在留者となった外国人には「在留カード」が発行されます。在留カードは日本に上陸する空港（新千歳空港、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、広島空港および福岡空港）で発行されます。その他の空港で上陸した場合には、区役所/市役所に届け出た住所に後日送付されます。

在留カードは常に携帯してください。入国審査官、入国警備官、警察官等から提示を求められた場合には、提示する必要があります。在留カードを携帯していなかった場合は20万円以下の罰金、提示に応じなかった場合は1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられることがあります。

(2) 日本での住居地が決まったら

住所が決まってから14日以内に、在留カードを持参して住居地の区役所/市役所で住居地の届出を してください。正当な理由なく住居地を届け出なかった場合、在留資格が取り消される場合があります。



(3) 在留カードに登録された事項等に変更があったとき

変更があった内容により、届け出る場所と期限が異なります。

変更内容	手続きする場所	手続き期限
住 所	(転出) これまでの住居地の区役所/市役所 (転入) 新しい住居地の区役所/市役所 ※日本国内の引越しの場合は、「転出」と「転入」両方の手続きが必要です。	新しい住居地に移転してから14日以内
氏名、生年月日、性別、 国籍・地域	出入国在留管理局または出張所窓口	変更してから14日以内
所属機関※	出入国在留管理局または出張所窓口インターネットによる届出／郵送による届出	変更してから14日以内

※在留資格が「留学」で、日本国内の高校や専門学校卒業後に本学に入学したり、本学を卒業して他大学の大学院に進学したりする場合には「所属（活動）機関に関する届出」が必要です。詳しくは、法務省の[ウェブサイト](#)を参照してください。

(4) 在留カードの再交付申請

紛失・盗難等の事実を知った日から14日以内に出入国在留管理局または出張所に再交付申請をしてください。

(5) 在留資格等について証明が必要なとき（住民票）

「住民票」は区役所/市役所に登録してある内容を証明するものです。奨学金の申請時や出入国在留管理局、大学から在留資格等を確認するために提出を求められる場合があります。区役所/市役所で住民票の写しの交付申請ができます。

(6) 在留資格情報の大学への提出について

慶應義塾大学では、出入国管理及び難民認定法第19条の17に基づき、外国人留学生の在留資格を管理し、文部科学省および出入国在留管理庁へ定期的に報告を行っています。

本学に在籍するすべての外国人留学生は、以下の時に在留カードの写しを所属キャンパスの国際担当窓口/学生部別科・日本語研修課程担当に届け出る必要があります。

- ① 入学時
- ② 在留期間の更新を行い、新しいカードを取得した際
- ③ 在留資格の変更を行い、新しいカードを取得した際
- ④ 資格外活動許可を受けた際

<注意>

- ・在留カード（表裏両面）をA4サイズの下紙にコピーし、余白に学部・研究科名、学籍番号および氏名を記載の上、提出してください。在留カード番号12桁全てが印字されているか確認してください。
- ・①は大学が指示する期日までに、②～④は14日以内に提出してください。
- ・3ヵ月以内の短期滞在者は、パスポートのIDページと上陸許可のシール部分のコピーを提出してください。
- ・在留期間の更新は在留カードに記載されている満了日の3ヵ月前から可能です。満了日を1日でも過ぎると不法滞在となりますので、満了日までに必ず出入国在留管理局で在留期間更新の申請を行ってください。

3 在留期間の更新

「留学」の在留資格を持つ学生の在留期間は、3か月から4年3か月です。この期間を延長するには、在留期間の満了する日までに、自分の住んでいる地域を管轄する出入国在留管理局に、在留期間更新を申請しなければなりません。在留期間満了日の3か月前から申請することができます。遅くとも10日前までに申請を行うようにしてください。

手続きに必要な主な書類は次のとおりです。ただし、人によって提出する書類が違いますので、事前に出入国在留管理局に確認してください。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-3.html>

- (1) 在留期間更新許可申請書（用紙は法務省のウェブサイトからダウンロードできます。）

* 申請書のうち、「所属機関等作成用」は証明書としての発行申込手続きが必要です。以下の事務室で手続きをしてください。

身分	事務室
学部生・大学院生・研究生・ 科目等履修生・特別短期留学生	所属キャンパスの学生部・学生課・学事担当
別科生	三田キャンパス学生部別科・日本語研修課程担当

- (2) 在学証明書

* 休学したことがある場合、理由書（書式自由）と休学証明書も提出してください。

* 留年したことがある場合、理由書（書式自由）も提出してください。

- (3) 成績証明書

* 新入生で、成績証明書が発行できない場合は、履修科目証明書を提出してください。

また、直前に日本の高校、大学、日本語学校等に在籍していた新入生は、前校の卒業証明書及び成績証明書も必要です。

* 研究生は証明書の代わりに、研究内容と1週間の研究時間（10時間以上）を書いた指導教員からのレター（書式自由）を提出してください。

- (4) パスポート

- (5) 在留カード

- (6) 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書（残高の分かる預金通帳のコピーなど）

- (7) 写真（4cm×3cm）：提出日の前日から3か月以内に撮影されたもの。①の申請書に貼付。

- (8) 手数料 4,000円（収入印紙。期間更新が許可され、在留カードを受領する際に必要。印紙は郵便局または出入国在留管理局で購入できます。）

出入国在留管理局は、留学生の在留資格審査を厳格化しています。在留期間の更新には、現在与えられている在留資格で認められている活動を継続するために、引き続き日本国内に在留する必要があると認められなければなりません。また、これまでの在留期間において留学生としての活動範囲を逸脱していなかったか、学費ならびに生活費の負担能力・方法や、生活状況に問題がないか等について審査されます。このため、上記の他に、送金等の事実を証明するもの、資格外活動（アルバイト）の状況を証明するもの等の追加書類の提出を求められることがあります。

在留期間の更新手続きが終了したら、必ず所属キャンパス国際担当窓口/学生部別科・日本語研修課程担当へ在留カードまたはパスポート（在留期間3か月以下の場合）のコピーを1部提出してください。

<注意>

大学において進級や在籍延長が許可されたとしても、必ずしも出入国在留管理局による在留期間の更新が許可されるとは限りません。成績不良や修得単位が非常に少ない場合、またそれにより原級した場合に在留期間の更新が許可されないこともありますので、学業が疎かになることがないように、日頃から十分に注意してください。

4 在留資格の変更

大学の学部、大学院、別科・日本語研修課程、慶應インターナショナルプログラム（KIP）に在籍する留学生として研究や学習をするための在留資格は、原則として「留学」です。留学生対象の奨学金や宿舍の申し込みをする際、在留資格が「留学」であることが条件になっているものが多くありますので、現在「留学」以外の在留資格を持っていて、変更を予定している方は、自分が住んでいる地域の出入国在留管理局へ行き、在留資格変更の手続きを行ってください（短期滞在からの変更を除く）。

手続きに必要な書類は、一般的には以下のとおりですが、変わることもありますので、事前に入出国在留管理局または所属キャンパス国際担当窓口/学生部別科・日本語研修課程担当に確認してください。

- (1) [在留資格変更許可申請書](#)（用紙は法務省のウェブサイトからダウンロードできます。）

* 申請書のうち、「所属機関等作成用」は証明書として発行申込手続きが必要です。以下の事務室で手続きをしてください。

身分	事務室
学部生・大学院生・研究生・ 科目等履修生・特別短期留学生	所属キャンパスの学生部・学生課・学事担当
別科生	三田キャンパス学生部別科・日本語研修課程担当
慶應インターナショナルプログラム（KIP）生	三田キャンパス学生部国際交流支援グループ

- (2) パスポート
 (3) 在留カード
 (4) 申請理由書（本人自筆のもの。書式は自由）
 (5) 入学許可書の写しまたは在学証明書
 (6) 履修科目証明書
 (7) 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書（残高の分かる預金通帳のコピーなど）
 (8) 写真（4cm×3cm）：提出日の前日から3か月以内に撮影されたもの。①の申請書に貼付。
 (9) 手数料 4,000円（収入印紙。資格変更が許可され、在留カードを受領する際に必要。
 印紙は郵便局または出入国在留管理局で購入できます。）

在留資格の変更手続きが終了したら、在留カードまたはパスポート（在留期間3か月以下の場合）のコピーを1部、所属キャンパス国際担当窓口/学生部別科・日本語研修課程担当まで提出してください。

<注意>

現時点で「短期滞在」で日本にいる方は、原則として一度国外へ出て、在留資格認定証明書を申請する必要があります。「短期滞在」を繰り返して在学をしていると、不法滞在とみなされ、罰則の対象となる場合もあります。

5 一時的に出国する場合（みなし再入国許可）

大学の長期休業の期間等を利用して、一時帰国あるいは海外旅行などで一時的に日本を離れる場合は、日本から出国する前に再入国許可を受ける必要があります。

「再入国許可証」を受けずに出国すると、日本へ戻る時に、あらためて査証（ビザ）を申請しなくては入国できなくなります。

(1) 出国の日から1年以内に再入国する場合（みなし再入国許可）

出国する際、有効なパスポートと在留カードを所持し、出国後1年以内に日本に再入国する場合は、原則として事前に再入国許可を受ける必要がありません。出国する際に、必ず「再入国用EDカード」のみなし再入国許可の意思表示欄にチェックを入れ、在留カードを提示してください。

ただし、在留期限が出国後1年未満の場合には、その在留期限までに再入国してください。

(2) 出国の日から1年を超えてから再入国する場合

出入国在留管理局で「再入国許可証」を受けてから出国してください。

手続きに必要な書類

- ① [再入国許可申請書](#)（用紙は法務省のウェブサイトからダウンロードできます。）
- ② パスポート
- ③ 在留カード
- ④ 手数料 1回限り 収入印紙代 3,000円
 数次 収入印紙代 6,000円

※「数次」の再入国は、許可されない場合もあります（印紙は郵便局または出入国在留管理局で購入できます。）

<注意>

- ・再入国許可期限内に日本へ戻るようにしてください。
- ・学期中に一時日本を離れる場合は、指導教員（クラス担任）・保証人などに出国予定日、帰国予定日などを連絡してください。



6 家族の呼び寄せ（家族滞在ビザ）

本国にいる家族が来日する場合には、以下のいずれかの在留資格を取得する必要があります。

(1) 家族滞在：

あなたの配偶者や子の場合は、「家族滞在」で入国することが可能です。

「家族滞在」では働くことができません。働く時は資格外活動許可が必要です。

本国にいる家族が日本に来る場合は、留学生本人が家族の申請代理人として出入国在留管理局へ行き、家族の「在留資格認定証明書」の交付請求を行ってください。

手続きに必要な書類

- ① [在留資格認定証明書交付申請書](#)（用紙は法務省のウェブサイトからダウンロードできます。）
- ② 家族関係を証明するもの（戸籍謄本、結婚証明書、出生証明書、婚姻届受理証明書など）
- ③ 扶養能力を証明するもの（奨学金受給証明書、または銀行の残高証明書）
- ④ 在学証明書
- ⑤ 写真1枚（4 cm×3cm）：①の申請書に貼付。
- ⑥ 在留カードまたはパスポートの写し
- ⑦ 返信用封筒（宛先明記、簡易書留用切手貼付のこと）

上記のほかにも書類を要求されることがありますので、詳しくは出入国在留管理局に問い合わせてください。

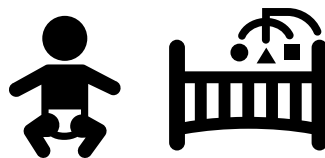
(2) 短期滞在（親族訪問）：

あなたの親や兄弟の場合は「短期滞在（親族訪問）」で入国することができます。

上記「(1) 家族滞在」は、配偶者や子を日本に呼び寄せる場合に限られています。日本との査証免除協定を結んでいない国の両親や兄弟など配偶者・子以外の場合は、親族訪問として、訪問する本人が海外にある日本大使館・領事館でビザ申請をする必要があります。詳しくは、[外務省ウェブサイト](#)で確認してください。

(3) 子供が生まれたら：

子供が生まれたら、14日以内に居住している区役所/市役所へ届ける必要があります。また、出生した日から60日以上在留する場合は、出生した日から30日以内に在留資格取得手続きが必要になります。



7 アルバイトをする場合（資格外活動許可）

「留学」の在留資格をもつ学生は、教育または研究活動のために在留しています。したがって「留学」の在留資格では原則として就労活動が認められていません。留学生がアルバイトを希望する場合は、事前に「資格外活動の許可」を出入国在留管理局から受ける必要があります。

出入国在留管理局から資格外活動が許可されると、1週28時間以内のアルバイトが認められます。大学の長期休業期間中（夏季・冬季・春季）は1日8時間以内（1週40時間以内）のアルバイトが許可されます。ただし、アルバイトは社会道徳に反するものであってはなりません。風俗営業や風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは禁止されています。例えば、バーやキャバレー、パチンコ、麻雀店などは、仕事の内容にかかわらず働くことが禁止されています。

資格外活動許可の審査には約2週間から2ヶ月間かかりますので、資格外活動（アルバイト）を考えている学生はなるべく早く手続きを行ってください（繁忙期には審査期間が1ヶ月以上になる可能性もあります）。

資格外活動の許可を受けずにアルバイトをした場合、また許可された範囲を超えたアルバイトをした場合は不法就労となり、懲役、禁固、罰金が科されます。場合によっては、強制退去の対象ともなりますので注意してください。

資格外活動許可の申請手続きは以下の通りです。

- (1) 次の書類を自分の住んでいる地域を管轄する出入国在留管理局に提出します。手数料は必要ありません。
 - 資格外活動許可申請書（用紙は法務省のウェブサイトから[ダウンロード](#)できます。）
 - パスポート
 - 在留カード
 - （アルバイト先が決まっている場合）当該申請に係る活動の内容を明らかにする書類（例：雇用契約書のコピー）
- (2) 審査の結果、資格外活動が許可されるとパスポートに証印シールが貼付され、在留カードに許可内容が記載されます（在留カードを交付されている場合）。
- (3) 許可を受けたら在留カードまたは証印シールのコピーを1部、所属キャンパス国際担当窓口/学生部別科・日本語研修課程担当まで提出してください。

<注意>

別科・日本語研修課程は、レベルによって授業が非常に早く進行するため、予習と復習に多くの時間を割く必要があります。アルバイトをすることが可能かどうか不安な人は、学習指導の先生と相談をしてください。

8 休学・就学（復学）・退学する場合の在留資格

(1) 休学する場合

休学する場合は、「留学」の在留資格で日本に滞在し続けることはできません。速やかに出国するか、日本に滞在する場合は適切な在留資格への変更手続きを行ってください。

<注意>

- ① 休学して出国する際には、空港にて在留カードを返納してください。
- ② 休学中も日本に滞在する場合の在留資格変更手続きは、出入国在留管理局に直接問い合わせてください。
- ③ 就学する際は、下記の「(2) 就学（復学）する場合」も参照してください。

在留資格「留学」の外国人留学生が大学での学修を行っていない、もしくは卒業・修了・退学・除籍・休学になったにも関わらず、日本での滞在を続けると、在留資格取消の対象となります（※）。在留資格が取り消されると、悪質な場合は即日強制退去となり、5年間日本への入国ができなくなり、日本での学修再開が認められなくなりますので、注意してください。

（※）日本に滞在し続ける「正当な理由」があると判断され、在留資格取消の対象とならない場合もあります。出入国在留管理局は「正当な理由」の一例として、「病気治療のため長期間の入院が必要でやむを得ず教育機関を休学している者が、退院後は復学する意思を有している場合」を挙げています。休学中も日本に滞在することを希望する者は、自身の状況が「正当な理由」にあたるかどうか、自己判断はせず、必ず出入国在留管理局に相談してください。なお、休学中の資格外活動（アルバイト）は認められません。

(2) 就学（復学）する場合

休学等から就学（復学）するために再度在留資格を取得するには、来日する前に在留資格認定証明書を取得し、居住国の日本大使館で査証（ビザ）を取得する必要があります。在留資格認定証明書の交付申請手続きについては、遅くとも復学の4ヶ月前に所属キャンパスの国際担当窓口に連絡し手続きを始めてください。詳しくは[国際センターウェブサイト](#)を参照してください。

(3) 退学する場合

退学する場合は、「留学」の在留資格で日本に滞在し続けることはできません。「活動機関に関する届出（離脱）」を14日以内に出入国在留管理局に提出の上、速やかに出国するか、日本に滞在する場合は適切な在留資格への変更手続きを行ってください。

<注意>

- 「活動機関に関する届出（離脱）」の提出方法は法務省の[ウェブサイト](#)を参照してください。
- 退学して出国する際には、空港にて在留カードを返納してください。
- 退学後も日本に滞在する場合の在留資格変更手続きは、出入国在留管理局に直接問い合わせてください。

在留資格「留学」の外国人留学生が大学での学修を行っていない、もしくは卒業・修了・退学・除籍・休学になったにも関わらず、日本での滞在を続けると、在留資格取消の対象となります。在留資格が取り消されると、悪質な場合は即日強制退去となり、5年間日本への入国ができなくなりますので、注意してください。

9 卒業・修了する場合の在留資格

「留学」の在留資格は在学期間中のみ有効です。卒業・修了したあとは、在留資格「留学」の在留期間が残っていても、原則的に帰国することになります。

(1) 帰国準備のための在留期間更新・在留資格変更

帰国予定日の直前に在留資格「留学」の在留期間が満了する場合は、在留期間更新手続きを行ってください。

手続きに必要な書類

「2-3 在留期間の更新」に記載の書類および卒業・修了見込証明書

帰国のための準備などで、日本にしばらく滞在し続けたい場合は、直ちに「留学」から「短期滞在」等、適切な在留資格に変更してください。在留資格「留学」のまま滞在することは違法となります。

< 注意 >

帰国準備のために「短期滞在」へ在留資格を変更する場合は、中長期在留者から除外され、区役所等から受けている給付などが受けられなくなることがありますので、事前に区役所に確認してください。

在留期限が卒業/修了予定日を超えているなど、出国準備期間に対応する期間を有している場合は、原則出国準備等を目的とする「短期滞在」への在留資格変更許可は行えません。また、「短期滞在」に変更すると、以後その他の在留資格に変更することができませんので注意してください。

(2) 日本で就職する場合（就労可能な在留資格への変更）

在留資格「留学」では就労が認められていないため、日本の企業等に就職する時には現在の「留学」の在留資格から「技術・人文知識・国際業務」等就労可能な在留資格に変更する必要があります。4月に就職する場合、東京出入国在留管理局では前年の12月から就労可能な在留資格への変更申請を受け付けています。通常、在留資格の変更等の審査には1ヵ月から2ヵ月程度かかります。就労を開始するまでに在留資格を変更できるよう、手続きについて事前に内定先に確認してください。

また、卒業後から入社までに期間のある場合は、勤務開始までの間、入管からの許可が得られた場合には、「特定活動（就職内定者）」の在留資格に変更することができます。就職予定企業からの説明書類（入社までの研修スケジュールなど）などが必要となりますので、事前に内定先に相談するようにしてください。

(3)卒業・修了後就職活動を継続する場合

卒業・修了後に、在留資格「留学」のままでは、就職活動を継続することはできませんので注意してください。卒業・修了後に在留期間が残っていても、卒業・修了時点で在留資格は無効となります。卒業後、引き続き就職活動を希望する場合は在留資格「特定活動」への資格変更（更に1回の在留期間更新）により、大学卒業後最長1年間の滞在が可能です（この制度は正規生が対象です。別科生、科目等履修生、研究生、特別短期留学生等の非正規生には適用されません）。

在留資格を「特定活動」に変更するには、大学からの推薦状が必要です。推薦状作成にあたっては面談を行います。面談を受けるための手続きは所属キャンパス国際担当窓口にお問い合わせください。

10 出入国在留管理局および首都圏の主な出張所案内

[出入国在留管理庁ウェブサイト](#)

[外国人在留総合インフォメーションセンター](#)

Tel: 0570-013904 / (IP,海外) 03-5796-7112

日本語、英語、韓国語、中国語、スペイン語等による問い合わせが可能

東京出入国在留管理局

住所：東京都港区港南5-5-30

交通：(1)JR品川駅港南口（東口）から都バス「品川埠頭循環」または「東京入国管理局折返」で「東京入国管理局前」下車

(2)東京モノレール「天王洲アイル駅」南口または、りんかい線（埼京線乗入）「天王洲アイル駅」A出口から徒歩15分

Tel： 03-5796-7111（代表） / 0570-034259（所属部署番号:410）（留学審査部門）

横浜支局

住所：神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7

交通：JR根岸線「新杉田駅」下車、「61系統」バスで「入国管理局前」下車

Tel： 045-769-1729 / 0570-045259（所属部署番号:30）（留学・研修審査部門）

川崎出張所

住所：神奈川県川崎市麻生区上麻生1-3-14 川崎西合同庁舎1階

交通：小田急線「新百合ヶ丘駅」南口から徒歩3分

Tel： 044-965-0012

さいたま出張所

住所：埼玉県さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎1階

交通：JR埼京線「与野本町駅」から徒歩10分

Tel： 048-851-9671

千葉出張所

住所：千葉県千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティーセンター1階交通

(1)千葉新都市モノレール「市役所前駅」から徒歩2分

(2)JR京葉線「千葉みなと駅」から徒歩10分

Tel： 043-242-6597

ビザ・コンサルティング・サービスについて

慶應義塾に在籍中の外国人留学生および研究者、教職員、日本人学生関係者全ての方を対象に、日本ビザ（在留資格）およびアメリカビザに関する無料コンサルティングならびに日本ビザ申請代行手続きサービスを行っています。詳細は[ウェブサイト](#)を参照してください。



3 住居（大学内で申請できる宿舎）

慶應義塾大学では以下の宿舎を用意しています。ただし、部屋数に限りがあるため、希望者全員が入居できるわけではありません。

1 大学学生用宿舎（留学生用・国際学生寮）

慶應義塾大学には、3棟の留学生用宿舎と日本人学生と留学生と一緒に住む8棟の国際学生寮が設置されており、大学として、約700室の居室を留学生用に借り上げています。

詳しくは[国際センターウェブサイト](#)を参照してください。

*宿舎には、日本人学生や留学生のレジデント・アシスタントが寮の学生スタッフとして一緒に住んでおり、留学生の日々の生活を支援しています。

2 社員寮

関東近県のいくつかの企業の好意により、社員寮の一部を社員とほぼ同じ条件で私費外国人留学生に提供していただいています。社員寮の入居の募集は、[国際センターウェブサイト](#)で告知します。

3 共済部

共済部（学生が自主的に運営している福利厚生団体）では、慶應義塾大学の学生に下宿やアパートを紹介しています。共済部に用意されている資料で条件に合った住居を探してください。下見を希望する場合は担当者に紹介状を作成してもらってください。

共済部所在地

日吉キャンパス内 塾生会館 1 階 102R 号室電話：045-561-3102

E-mail: kyosaibu@gmail.com



4 その他の学生会館、アパート、連帯保証人（自分で宿舎を探す場合）

1 宿舎探しの基本ルール

大学の宿舎に入居しない場合は、保証人や知人などと連絡をとってアパート等を探してください。どのようなタイプがよいか（例えばアパート、学生会館、間貸）、通学時間、家賃等についての希望 を、探し始める前にある程度明確にしておく必要があります。日本で宿舎を探す場合、多くの場合 は連帯保証人を要求されます。また通常、敷金、礼金、手数料がかかりますので、総額で家賃の 約4～5ヶ月分の金額を事前に用意する必要があります。さらに、都心の住居費は高いので、大半の人がキャンパスから通学に1時間ぐらにかかるところに住んでいます。

2 大学学生寮以外の情報提供および住宅の紹介

(1)民間の学生会館

慶應義塾大学の留学生用の借り上げ宿舎に入居することができなかった場合でも、これらの寮を運営している以下の運営会社が提供する他の学生寮の選択肢を提供してもらえる可能性があります。

* [共立メンテナンス株式会社](#)

* [伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社](#)

上記を含む民間の学生会館や短期滞在のための宿舎に関する情報は、直接、各宿舎に問い合わせてください。宿舎毎に入居資格が異なりますので、応募の際は募集要項をよく読んでください。

(2)ホームステイ

慶應義塾大学ではホストファミリーの紹介をしていますが、留学生支援団体等が運営している日本人との交流プログラム等の情報を随時提供しています。

例えば、春休み、夏休み、冬休みの地方への短期ホームステイ（2～3日から1～2週間）のプログラムがあります。日本の地方文化を知る上でも、このような交流プログラムを利用するとよいでしょう。

また、卒業生による留学生支援団体等が留学生のために日本の家庭を訪問する機会を設けています。詳細については、掲示板や国際センターの[ウェブサイト](#)などを確認してください。

3 不動産業者を利用する場合の注意

日本人学生が住居を探す際には、多くの場合、民間の不動産業者（real estate agency）を利用したり、書店や駅で売られている住宅情報誌やウェブサイトを見たりして探します。保証人や友人と相談して探してみるのもよいでしょう。日本語がある程度話せないと受け付けてくれないことが多いので、日本語のわかる人に同行してもらうことをおすすめします。

しかし、まだ日本語での意思疎通が難しい留学生のために、管財部レジデンシャル担当では、英語・中国語・韓国語の3言語対応可能で、海外からでもお部屋探しが可能な不動産会社を紹介しています。利用希望の方は keio_dormitory@info.keio.ac.jp まで以下の情報を送ってください。折り返し詳細を連絡します。

- ・氏名・性別・生年月日
- ・学籍番号（不明の場合は、留学予定期間と留学時に所属する学部名または研究科名）
- ・希望言語（英語・中国語・韓国語から選択）

4 連帯保証人、留学生住宅総合補償

一般に、日本で民間アパートを借りる場合、入居のために連帯保証人が必要です。入居者が家賃を払うことができない場合、保証人が支払う義務を負います。日本人学生は、通常、両親・親戚等に保証人になってもらいますが、留学生が日本で保証人を探すことは容易ではありません。保証人が見つからない場合、主に次の二つの選択肢があります。

(1) 賃貸保証会社（家賃保証会社）を利用する

賃貸保証会社は、本人が保証料を支払うことで、連帯保証人の代わりとなり、家賃を保証します。近年、賃貸保証会社の利用を義務付ける場合が増えています。

(2) 大学に連帯保証人を依頼する（留学生住宅総合補償）

保証人がどうしても見つからない場合は、在学期間中に限り、慶應義塾大学が連帯保証人になるという制度もあります。大学が連帯保証人となるために、留学生は「留学生住宅総合補償」に加入する必要があります。

【留学生住宅総合補償（略称「留補償（りゅうほしょう）」）とは】

公益財団法人 日本国際教育支援協会（JEES）の[ホームページ](#)をご覧ください。

（日本語のみ）

この補償に加入するためには、様々な制限や審査があります。認められない場合もありますので、以下の国際センターのウェブページを参照の上、入居を希望する日の二週間前までに、条件等の詳細を下記までお問い合わせください。

* 審査の際には、直接本人と面談し条件等の確認を行いますので、本人来日前の申請はできません。

* 賃貸保証会社を利用する場合、大学は連帯保証人を引き受けることができません。

* 国際センターウェブページ「[連帯保証人、留学生住宅総合補償](#)」

* お問い合わせ先：三田 管財部レジデンシャル担当： keio_dormitory@info.keio.ac.jp
または所属キャンパス国際担当窓口

問い合わせの際は、氏名、学部・研究科、学年、学籍番号、慶應ID「〔ユーザー名〕@keio.jp」を明記してください。

5 引越し時の注意

引越しをする際は次のことに注意してください。

- (1) 転居前の家の家賃、ガス、電気、水道料金、電話料金の精算。
- (2) 郵便局で住所変更の手続きをする。1年間新しい住所宛に郵便物が転送されます。
- (3) 転居前と転居先の区役所/市役所で転出・転入の手続きをする。転居先の区役所/市役所にて在留カード（在留カードとみなされる外国人登録証明書を含む）と国民健康保険証の住所変更の手続きをする（14日以内）。
- (4) 大学への住所変更の届出も必要です。手続き方法は、「第8-6-(1) 住所変更届（本人・保証人）」を参照してください。



5 奨学金

1 学部・大学院学生

慶應義塾大学に在籍する私費留学生の申し込むことができる奨学金は、次の4種類です。

- (1) 慶應義塾大学給費奨学金、慶應義塾大学大学院奨学金、慶應義塾大学修学支援奨学金、指定寄付奨学金の一部
- (2) 日本人学生も留学生も申請できる民間団体等の奨学金
- (3) 山岡憲一記念外国人留学生助成基金、ゴールドマン・サックス・スカラーズ・ファン ド私費外国人留学生奨学金
- (4) 留学生を対象とする民間団体等の奨学金、および学習奨励費

(1)および(2)の奨学金は学生総合センターが募集する奨学金です。(3)および(4)は国際センターが募集する奨学金です。民間団体等の奨学金には、大学からの推薦が必要な奨学金と個人で申込をする自由応募の奨学金の2種類があります。

募集・出願について

- ① 奨学金の募集は、[国際センターウェブサイト](#)でお知らせします。応募の機会をのがすことのないように、定期的にウェブサイトをチェックするようにしてください。
- ② 1年間に募集がある奨学金の種類、条件等の詳細は、前年度の奨学金実績を掲載している「外国人留学生対象奨学金案内」(PDF)を参照してください。「外国人留学生対象奨学金案内」は国際センターウェブサイトに掲載しています。ただし、募集の時期は、年によって変わることがありますので、注意してください。
- ② 奨学金に応募する際は、毎学期初めに奨学金受給希望登録が必要です。登録は「奨金受給希望調査書」等の書類の提出により完了します。奨学金を希望する学生は、必ず提出してください。書類の種類や締め切り等の詳細は、国際センターウェブサイトでお知らせします。
- ③ 奨学金に応募する際などに、指導教員に推薦状や奨学生評価票の作成を依頼しなければならないことがあります。締切日直前にお願いすることのないようにしてください。なお、推薦状を依頼した奨学金に採用が決定した場合は、指導教員に報告してください。

2 別科・日本語研修課程の学生

別科・日本語研修課程の在学生向けの奨学金は、金額と募集人数が非常に限られています。応募の詳細については、別科・日本語研修課程の掲示板等でお知らせします。

6 大学の規則、大学での授業

1 大学の規則

慶應義塾大学における、学生の教育、研究に関する規則は、「慶應義塾大学学部学則」、「慶應義塾大学大学院学則」、「慶應義塾大学別科・日本語研修課程規則」によって定められています。大学の規則についてわからないことや疑問があるときは、所属する学部・研究科の学生部・学生課・学事担当に、別科・日本語研修課程の学生は学生部別科・日本語研修課程担当にたずねてください。

2 休講・補講・教室変更・試験等の連絡（Webシステム）

休講・補講・教室変更・試験等の連絡は、塾生サイト、keio.jp等のWebシステムや各キャンパスに設置された掲示板等を通じて行います。詳細は所属する学部・研究科・別科・日本語研修課程・慶應インターナショナルプログラム（KIP）の履修案内等で確認してください。

「[塾生サイト](#)」 塾生の皆様に向けた各種情報を提供しています。

「[keio.jp](#)」

keio.jp は、義塾が提供する各種オンラインサービスを安全かつ便利に利用するための認証システムです。keio.jp ポータルのトップページには、事務室からのお知らせや呼出、イベントの案内など、最新の情報が掲載されるため、日常的に確認してください。

<keio.jpの主な提供サービス>

- ① K-LMS： 学修支援
- ② 休講・補講情報： 休講補講情報のお知らせ
- ③ News/Message： 事務室からのお知らせ、イベント案内などの最新情報

Webシステムの詳細は以下の[塾生サイト](#)を参照してください。

(1) 学部・大学院

学生部・学生課・学事担当の掲示板、keio.jpを通じてお知らせします。
三田キャンパスおよび日吉キャンパス大学院（KBS/SDM/KMD）、SFCでは紙による休講・補講の掲示は行いません。日吉キャンパス大学院は各研究科のウェブサイトに掲載します。

(2) 別科・日本語研修課程

休講・補講についてはkeio.jp、教室変更については変更前・変更後の教室入り口の掲示、試験については別科・日本語研修課程の掲示板でお知らせします（Eメールでお知らせする場合があります）。

(3) 国際センター講座

休講・補講についてはkeio.jpで確認してください。

3 授業時間

キャンパス	三田・日吉・ 矢上・信濃町	システムデザイン・ マネジメント研究科 (日吉)	湘南藤沢	芝共立
1 時限	9:00-10:30	9:00-10:30	9:25-10:55	9:00-10:30
2 時限	10:45-12:15	10:45-12:15	11:10-12:40	10:45-12:15
3 時限	13:00-14:30	13:00-14:30	13:00-14:30	13:00-14:30
4 時限	14:45-16:15	14:45-16:15	14:45-16:15	14:45-16:15
5 時限	16:30-18:00	17:15-18:45	16:30-18:00	16:30-18:00
6 時限	18:10-19:40	19:00-20:30	18:10-19:40	18:30-20:00
7 時限	—	—	19:50-21:20	20:00-21:30

※定期試験（学期末試験）の時間帯は、変更になる場合があります。掲示、keio.jp等で確認してください。

4 早慶野球戦当日の授業

毎年2回（春季と秋季）、慶應義塾大学対早稲田大学の野球の試合が神宮球場で行われます。試合開催日の授業は応援のため休講となるものがあり、休講となる時限や、試合が月曜日以降に開催される場合の取り扱い等、詳細は所属により異なります。各キャンパスのウェブサイトや履修案内を確認してください。雨天等で中止になった場合は、平常どおり授業を行います。

早慶戦当日の休講取扱いは、当日朝9時に[塾生サイト](#)にて告知いたします。
試合結果は、[東京六大学野球連盟オフィシャルサイト](#)で確認してください。

5 三田祭（大学祭）期間中の授業

三田祭は毎年11月下旬に開催されます。三田祭期間中（2022年度は、11月18日午後～11月24日）の授業は休講となります。ただし、所属する学部・研究科等によっては、授業が開講される場合がありますので、各キャンパスの学生部・学生課・学事担当で確認してください。

6 緊急時における授業の取り扱い

台風・大雨・大雪・地震等の各種自然災害や大規模な事故等による鉄道等交通機関の運行停止、その他緊急事態の発生により、休講措置をとらざるを得ない場合は[塾生サイト](#)等を通じてお知らせします。

<注意事項>

授業開始後に緊急事態が発生した場合は、状況により授業の短縮や早退など別途措置を講じます。掲示や構内放送、上記のウェブサイトによる大学からの指示に従ってください。

7 授業料

(1) 学部・大学院学生

学費（授業料など）は、大学が指定する銀行を通じて納入しなければなりません。

振込用紙は原則、各学期の初めに保証人宛に送付されます（経営管理研究科、システムデザイン・マネジメント研究科、メディアデザイン研究科、法務研究科は学生本人宛に送付されます）。なお、保証人が海外に居住の場合は学生本人の国内住所宛に送付します。納入期限は、春学期分は4月末日、秋学期分は10月末日です。なお、授業料等振込金領収証は大切に保管しておいてください。

前学期までの授業料が未納の場合、証明書の発行はできません。

<注意事項>

学部学則第171条、大学院学則第133条および大学院法務研究科学則第32条に、「授業料その他必要経費を所定の期日までに納入しないときは退学させることがある」と定められています。

(2) 別科・日本語研修課程の学生

入学の際に1学期目の学費のみ納入した場合は、2学期目が始まる前に、所定の振込用紙を「学生部別科・日本語研修課程担当」窓口で受け取り、日本国内の銀行の窓口で残りの学費を納めてください。海外からの送金はできません。2学期目の学費納入についての詳細は、学期末（春学期は7月初旬、秋学期は1月中旬）に案内します。なお、授業料等振込金領収証は学期が終了するまで大切に保管してください。

<注意事項>

- ・別科・日本語研修課程の規則第36条に、「授業料その他必要経費を所定の期日までに納入しないときは退学させることがある」と定められています。
- ・一度納入された学費等はいかなる事情でも一切返還できません。

7 学内施設、制度

1 メディアセンター（図書館）

図書館は「メディアセンター」という名称で、6つのキャンパスに設置されています。それぞれキャンパスの専門分野に合わせた図書、雑誌、視聴覚資料等を所蔵し、その合計は500万冊にのびります。

他キャンパスの図書も取寄せて貸出できるほか、データベースや電子ジャーナル、電子ブックも利用できます。蔵書の検索は[KOSMOS](#)（オンライン目録）をご利用ください。

メディアセンターの利用について：

- (1) メディアセンターへの入館、貸出等のすべての手続きには学生証が必要です。
- (2) 貸出日数は資料やキャンパスにより異なります。返却期限に遅れると、休館日も含め1冊につき1日10円の延滞金がかかります。紛失・汚損・破損した場合には弁償していただきます。
- (3) 借りている図書の確認、返却期限の延長（更新）はKOSMOSの「My Library」からWeb上で手続きできます。返却期限日を過ぎて更新した場合、過ぎていた期間分の延滞金が発生します。返却の際にお支払いください。「My Library」では、他の人に貸出中の図書への予約、他キャンパスからの図書取寄せの申し込みができます。「My Library」には「慶應ID」でログインしてください。
- (4) キャンパス内に設置されているコンピュータからデータベースや電子ジャーナル、電子ブックを利用するには、「ITCアカウント」が必要です。

開館スケジュールや利用方法等の詳細は、慶應義塾大学メディアセンターの[ポータルサイト](#)を参照してください。

2 インフォメーションテクノロジーセンター（ITC）

各キャンパスにインフォメーションテクノロジーセンター（以下、ITC）が設置されており、教育や研究で使用するコンピュータやネットワークなどに関するサービスを提供しています。

詳細については、所属するキャンパス ITCのウェブサイトをご確認ください。

キャンパス	URL
三田	https://www.mita.itc.keio.ac.jp/
日吉	https://www.hc.itc.keio.ac.jp/
信濃町	https://www.sc.itc.keio.ac.jp/
矢上	https://www.st.itc.keio.ac.jp/
湘南藤沢	https://www.sfc.itc.keio.ac.jp/
芝共立	https://www.skc.itc.keio.ac.jp/

3 保健管理センター（慶應義塾診療所）

健康管理、診療、保健教育、健康情報提供、環境衛生などの業務を行っています。塾生は内科診療や怪我等の応急処置、健康相談、などで利用できます。また、予約制ですが、精神科の診療も受けられます。体調が悪いときは、各キャンパスの診療所を利用してください（外部医療機関に直行されても構いません。「13-5 病院にかかりたいとき」を参照してください）。詳細は保健管理センターの[ウェブサイト](#)を参照してください。

(1) 診療について

学部・大学院正規生

慶應義塾診療所を利用した際の費用は、学生健康保険互助組合（組合）との契約に従って、診療費（薬代や検査費用を含む）の半額は組合が負担し、半額は皆さんが支払うことになります。

研究生、別科・日本語研修課程生、慶應インターナショナルプログラム（KIP）の学生、特別短期留学生

慶應義塾診療所を利用した際の費用は、診療費（薬代や検査費用を含む）の全額を皆さんが支払うことになります。

診療日程は保健管理センターの[ウェブサイト](#)で確認できます。

キャンパス	場 所	保健管理センター 開室時間	診療所 受付時間 ※医師の診療日はウェブサイトで確認してください。
三田	北館 1 階	月～金 8:30～17:00	8:45-11:30/13:00-16:15
日吉	並木道 グラウンド側	月～金 8:30～17:00	8:45-11:30/13:00-16:15
矢上	16-A 棟 3 階	月～金 8:30～17:00	8:45-11:30/13:15-16:15
湘南藤沢	A 館 2 階	月～金 9:00～17:30	9:15-12:00 / 13:00-16:15
信濃町	2号館2階	月～金 8:30～17:00	利用できる方は、医学部2～6年、医学研究科学生、看護医療学部3年生です。詳細はウェブサイトで確認してください。
芝共立	2号館1階	月～金 8:30～17:00	診療所はないため診療は行っていない。医師との相談を希望する場合には、ウェブサイトで在室日程を確認してください。

< 注意 >

慶應義塾診療所では国民健康保険などによる保険診療は行っていない。

(2) 保健管理センターでの応急処置としての市販薬の使用

保健管理センターでは、学生本人の希望があれば、応急処置として、市販薬を使用することがあります。その場合、大学の保健管理センターでは、利用される方が未成年であっても、通常、保護者の同意の確認は行っていません。

薬剤アレルギーや薬剤に対する皮膚過敏症がある方、その他の理由で特定の薬剤の使用を希望されない方は、保健管理センター利用時に必ず自己申告してください。

頭痛、生理痛、喘息、食物アレルギー、その他治療中の疾患など持病をお持ちの方は、各人で常備薬、発作時に使用する薬を常に持参されることをお勧めします。

(3) 定期健康診断(正規生)

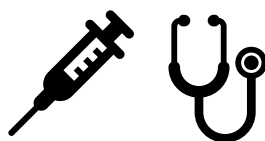
年1回、就学に際し、健康上の配慮の必要性を検討するために定期健康診断を行います。定期健康診断は学校保健安全法および慶應義塾大学学則での受診が義務づけられていますので必ず受診してください。なお、健康診断結果は個別に郵送はしていません。ご自身でWebサイト(keio.jp)にアクセスして確認してください。(トップ画面の「カテゴリー別表示」から「サービス」を選択、その中の「健診結果のお知らせ」を開く。)健康診断を受診しないと体育実技の履修は認められません。また、「健康診断証明書」が発行されません。健康診断の日程、会場は入学手続き時に配布した冊子「入学後の行事と諸手続きについて」を参照してください。指定された期間以外の健康診断は実施していません。ただし、健康診断期間中に休学中、留学中だった場合や、学校感染症罹患で登校禁止期間であった場合、傷病により通学不可能であった場合、新型コロナウイルス感染症による自宅待機期間であった場合は別途ご相談ください。

(4) 感染症の予防措置

本キャンパスでは、麻しん(はしか)、風しん(三日ばしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、水痘(みずぼうそう)、百日咳、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症などの感染症の罹患が時々報告されています。

これらの学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法にもとづき出席停止となります。罹患した場合は、ただちに[ウェブサイト](#)にアクセスし、保健管理センターへ罹患報告をしてください。

また、登校する際には、「感染症登録許可証明書(上記[ウェブサイト](#)からダウンロード可)」に必要事項を記載の上、登校再開日に、保健管理センターへ提出してください。罹患した感染症によっては医師面接が必要になることもあります。



4 トレーニングルーム

(1) 日吉キャンパス塾生会館 1 階トレーニングルーム

トレーニングルームは、学生健康保険互助組合の組合費により開設されました。健康増進・体力増強のために是非利用してください。

室内には多様なトレーニングマシンがあり、専属のインストラクターがアドバイスをしてくれます。なお、トレーニングルームを使用する時は、学生証・トレーニングウェア・靴下・室内用トレーニングシューズ・タオルの持参が必要です。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況等により開室日・時間、利用方法が変更となる場合があります。最新の情報はトレーニングルーム受付、または[ウェブサイト](#)、[Twitter](#)で確認してください。

開室時間 4～12月の通常授業日 10:30～19:30

上記以外 10:30～17:00

※新型コロナウイルス感染拡大の状況等により開室日・時間が変更となる場合があります。

※2022年4月現在予約制で開室しています。予約方法はwebサイト、Twitterで確認してください。

開室日 土曜、日曜、祝祭日、義塾の定める休校日、三田祭期間、大学入学試験期間、日吉キャンパス一斉休業期間等

利用料金 組合員（学部・大学院正規生）：1回 200円

非組合員（別科・日本語研修課程生、KIP生、研究生等）：1回 300円

利用方法 ① Webサイトから利用予約を行う。

② 入口で、利用券を購入する。

③ 受付に学生証と利用券を提出し、ロッカーの鍵を受け取る。

④ 必ず室内用トレーニングシューズに履き替えて入室する。

⑤ 更衣室でトレーニングウェアに着替える。（ジーンズ・チノパン不可）

⑥ トレーニング開始。トレーニング終了後、受付にロッカーの鍵を返し、学生証を受け取る。

※シャワールームは利用を中止しています。利用再開の場合は[ウェブサイト](#)、[Twitter](#)でお知らせします。

(2) 湘南藤沢キャンパス内トレーニングルーム、テニスコート

湘南藤沢キャンパスの体育館内にもトレーニングルームがあります。使用する時にはトレーニングウェアとシューズが必要です。トレーニングルームの利用は予約の必要はありません。開室時間内であれば自由に利用することができます。

テニスコートの利用は前日までに本館（α館）1階学生生活担当窓口で予約が必要です。

利用の際には利用申込書の控えを持参して必ずテニスシューズを着用してください。

開室時間：<https://www.students.keio.ac.jp/sfc/life/facility/>

利用料金：無料

お問い合わせ：sl@sfc.keio.ac.jp

5 学生相談室、心身ウェルネスセンター、ストレス・マネジメント室

学生相談室（三田・日吉・矢上・芝共立キャンパス）、心身ウェルネスセンター（湘南藤沢キャンパス）、ストレス・マネジメント室（信濃町キャンパス）は、みなさんが学生生活を送っていくなかで出会うさまざまな事柄について、気軽に相談できる場所です。困ったときは、ひとりで悩まずにこれらの部屋を訪ねてください。友人や家族と一緒に相談に行くこともできます。相談内容については秘密を守ります。また内容によっては、他の窓口や関係機関への紹介も行っています。

相談内容：学業、課外活動、将来の進路・就職活動、対人関係、家族関係、自分の性格、心身の健康など、その他学生生活一般について

原則として相談は予約制となります（来室または電話にて予約）。信濃町キャンパスは学生課でも予約を受け付けます。面接時間は1回30分から1時間くらいです。なお、最新の開室状況ならびに受付時間は[ウェブサイト](#)をご確認ください。

学生相談室

キャンパス	三田	日吉	矢上	芝共立
場所	南校舎 地下1階	第4校舎 独立館 1階	26棟1階 101号 室	2号館 1階
開室日時	月曜日～金曜日 9:30～16:30	月曜日～金曜日 9:30～16:30	月曜日～金曜日 10:00～17:00	詳細はホームページを参照

詳細は[ウェブサイト](#)を参照

※開室時間ならびに受付時間は、学生相談室のホームページをご確認ください。

※英語による対応も可能です。ホームページをご確認ください。

[心身ウェルネスセンター](#)

キャンパス	湘南藤沢
場所	A館2階 心身ウェルネス センター
日時	月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00

※英語による対応も可能です。

ストレス・マネジメント室

キャンパス	信濃町
場所	2号館2階
日時	火曜日・木曜日 10:00～17:00 電話予約（直通）03-5363- 3214 (内線) 64328

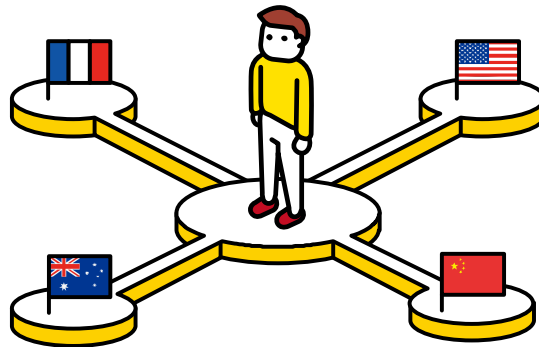
6 ハラスメント

基本的には自分が被害に遭っていると感じたら、ハラスメントに該当すると考えてください。ハラスメントは、被害者の責任で起こることではありませんから、自分を責めたり、我慢したりせず、事態が悪化しないうちに解決するよう行動してください。ハラスメントを受けたなど困ったことがあった時は、一人で悩まずに早く信頼できる人に相談してください。例えば学内では次のような人に相談することができます。

- (1) クラス担任
- (2) 学習指導主任
- (3) [慶應義塾ハラスメント防止委員会](#)

7 外国人留学生のための個人学習指導員（チューター）制度

この制度は、外国人留学生の学習成果をより高めることを目的としています。
申込時期・方法などの詳細については、[ウェブサイト](#)を参照してください。



8 各種証明書、届出

1 学生証（身分証明書）

学生証は、慶應義塾大学の学生であることを証明する身分証明書であり、同時に図書利用券（学部・大学院の正規生の場合は、慶應義塾大学学生健康保険互助組合員証）も兼ねています。卒業・修了まで使用するものですので大切に扱ってください。学生証は登校の際、常に携帯し、次のような場合には提示しなければなりません。学生証を他人貸与または譲渡することはできません。

- ・（主に、各事務室窓口にて）慶應義塾教職員から提示を求められた場合
- ・各種証明書および学割証の交付を受ける場合
- ・各種試験を受験する場合
- ・通学定期券・学生割引乗車券購入の際、およびそれを利用して乗車船し係員の請求があった場合

(1) 学生証の更新

学部・大学院学生の場合

学生証の更新日・場所は、各キャンパスの学生部・学生課・学事担当からの案内を参照してください。2022年度以降、正規生の年度ごとの裏面シールの更新は行いません。休学・留学・原級等の理由で、裏面シールの有効期限が切れる学生には、有効期限が切れる前に有効期限を更新したシールを配付します。

別科・日本語研修課程生、慶應インターナショナルプログラム（KIP）の学生の場合

学生証は裏面のシールに記載された日まで有効です。通常、有効期間は1学期間です。

(2) 再交付手続き

学生証の紛失または汚損などにより再交付を受ける場合は、写真1枚（3ヶ月以内に撮影したもの、光沢仕上げ、カラー、4cm×3cm）と再発行手数料2,000円を持参して、以下の窓口に応じ出してください。ただし、即日発行できないことがあります。

身分	手続きする事務室
学部生・大学院生・研究生・ 科目等履修生・特別短期留学生	所属キャンパスの学生部・学生課・学事担当
別科生	三田キャンパス学生部別科・日本語研修課程担当
慶應インターナショナルプログラム（KIP）生	三田キャンパス学生部国際交流支援グループ

(3) 返却

再交付を受けた後、紛失した学生証が見つかった場合は、すぐに学生部・学生課・学事担当/別科・日本語研修課程担当/国際交流支援グループ窓口へ返却しなければなりません。

退学・卒業・修了した場合は、学生部・学生課・学事担当/別科・日本語研修課程担当/国際交流支援グループの指示に従ってください。

2 在学・成績・卒業/修了（見込）証明書など各種証明書

学部・大学院学生の場合

証明書は、各キャンパスの証明書自動発行機、もしくは全国のコンビニエンスストアで発行できるものと、所属キャンパスの学事担当窓口でしか発行できないものがあります。証明書はすべて有料です。前学期までの授業料を納入していないと、証明書は発行されません。詳細は、[塾生サイト](#)の証明書の発行について記載されているページを参照してください

別科・日本語研修課程、慶應インターナショナルプログラム(KIP)の学生の場合

各種証明書（発行手数料300円）は学生部別科・日本語研修課程担当/国際交流支援グループ窓口で所定の申込用紙に必要事項を記入し、学生証を提示して申し込んでください。発行には通常3日間かかります（土曜・日曜・祝日は含まない）。詳細は以下のウェブサイトを参照してください。

別科・日本語研修課程の修了証は、各学期の終了後に郵送します。修了証の再発行はできません。

[別科・日本語研修課程](#)

[慶應インターナショナルプログラム（KIP）](#)

3 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

JRの鉄道・航路を、片道101キロを超えて利用する場合、運賃（特急・急行料金等を除く）が2割引になります。この適用を受けるには大学が発行する学割証が必要です。駅の窓口で学割証と学生証を提示して乗車券を購入してください（研究生には発行されません）。

学割証は、各キャンパスの自動発行機で取得できます。休業直前は非常に混雑するので、なるべく早めに交付を受けておくことを勧めます。有効期間は発行日から3か月以内です。なお学部・大学院学生の場合は、健康診断未受診者には発行されません。

<注意>

学割証の不正使用については、JR管理局で厳重に調査されます。その事実があった場合には、本人の処罰はもちろん、学校全体が学割証発行停止処分を受けるような重大な結果となることがあります。使用するときは十分注意してください。



4 健康診断証明書

所定の健康診断期間内に健康診断を受けた学生に対しては、2022年度は6月10日から「健康診断証明書」が発行されます。

学部・大学院学生の場合

和文の証明書は、各キャンパスの自動発行機もしくは全国のコンビニエンスストアで発行することができます。英文の証明書は大学保健管理センター（SFCはウェルネスセンター）で発行します。詳細は、[塾生サイト](#)の証明書の発行について記載されているページを参照してください。

別科・日本語研修課程、慶應インターナショナルプログラム(KIP)の学生の場合

別科・日本語研修過程の学生やK I Pの学生は通常、健康診断を受けないため、健康診断結果の証明書は発行されません。健康診断を受診した方は、証明書を発行できますので、大学保健管理センターに直接問い合わせてください。取得の際は学生証が必要です。

5 奨学金受給証明書

学生部・学生課奨学金担当事務室に問い合わせてください。

6 諸届

(1) 住所変更届（本人・保証人）

本人または保証人の住所・電話番号・電子メールアドレスが変わった場合は、必ず事務室へ届け出てください。保証人の住所変更には保証人の新住所が記載された住民票が必要です。届けをしないと重要な連絡事項が届かないことがあります。
学生証裏面の住所変更欄に新しい住所を書き加えてください。「4-5 引越し時の注意」も参照してください。

学部・大学院学生の場合

本人の住所・電話番号・電子メールアドレスが変わった場合は、keio.jpにて、住所変更の申請を行ってください。保証人の場合は、各キャンパスの学生部・学生課・学事担当事務室に届け出てください。通学定期の区間が変更となる場合は、住所変更の申請が承認された後に、各キャンパスの学生部・学生課・学事担当事務室に届け出てください。

特別短期留学生・科目等履修生・特別聴講生・研究生の場合

各キャンパスの学生部・学生課・学事担当事務室に届け出てください。

別科・日本語研修課程、慶應インターナショナルプログラム（KIP）の学生の場合

別科・日本語研修課程の学生は、keio.jpにログインし、住所・電話番号・電子メールアドレス変更の申請を行ってください。

KIPの学生は学生部国際交流支援グループに変更を届け出てください。

(2) その他の届

学部・大学院学生、慶應インターナショナルプログラム（KIP）の学生の場合

長期欠席、休学願、就学届、退学届に関することは、所属するキャンパスの学生部・学生課・学事担当、国際交流支援グループ窓口に確認してください。

別科・日本語研修課程の学生の場合

・長期欠席届

やむを得ない理由で2週間以上欠席する場合は、クラス担任に報告し、学生部別科・日本語研修課程担当に届け出てください。病気による欠席の場合は、医師の診断書が必要です。

・休学願・就学届

病気その他のやむを得ない理由で休学したい場合は、保証人連署の上、所定の「休学願」により別科・日本語研修課程担当に申し出てください。休学は1学期を単位とします。なお、休学中も授業料その他の必要経費を納めなければなりません。

提出書類：休学願（学習指導主任の承認を受けてから提出してください。）

診断書（病気による休学の場合、医師の診断書が必要です。）

休学願の提出期間：春学期は5月末日まで

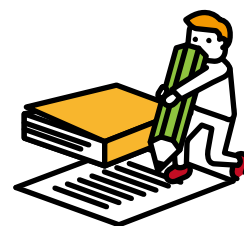
秋学期は11月末日まで

休学の可否については会議で審査され決定します。審査結果および復学する際の手続方法は、本人に追ってお知らせします。

休学期間を終え復学する場合は、所定の「就学届」を提出してください。休学理由が病気の場合は、登校しても支障がないという医師の診断書が必要です。

・退学届

事情により退学する場合には、所定の「退学届」に退学理由を具体的に書き、保証人連署の上、学生証を添えて提出してください。なお、その場合、授業料とその他納入されたものは一切返却できません。



9 就職支援

1 就職支援

慶應義塾大学では、在学生の就職・進路支援についての業務を各キャンパス（三田・日吉（大学院のみ）・矢上・湘南藤沢・芝共立）でそれぞれ個別に行っています。業務内容・利用方法・その他詳細については、自分が所属するキャンパスの就職・進路支援担当部署に問い合せてください。

キャンパス	担当部署
三田	学生部就職・進路支援担当
日吉	学生部大学院担当（大学院生のみ）
矢上	学生課学生生活キャリア支援担当
湘南藤沢	CDPオフィス
芝共立	学生課

求人、ガイダンス、インターシップ等就職・進路関連情報は、keio.jpまたは塾生サイト内「就職・進路」に記載しますので、まずはそちらを確認してください。また、各キャンパス内の担当部署掲示板、ファイルにのみ掲載している情報もあります。

<インターンシップについての注意点>

報酬の伴うインターンシップを希望する場合、資格外活動許可（1週28時間以内、長期休業期間中は1日につき8時間以内）の範囲内で行わなければなりません。事前にインターンシップの期間・報酬の有無を必ず確認してください。なお、報酬がない場合には資格外活動許可は不要です。

2 日本学生支援機構（JASSO）「外国人留学生のための就活ガイド」

就職情報の詳細は、日本学生支援機構作成の「[外国人留学生のための就活ガイド](#)」を参照してください。

3 日本で就職する場合の在留資格（就労可能な在留資格への変更）

「2-9-(2) 日本で就職する場合（就労可能な在留資格への変更）」を参照してください。

4 卒業・修了後、就職活動を継続する場合の在留資格

「2-9-(3) 卒業・修了後就職活動を継続する場合」を参照してください。

10 卒業・修了、帰国

1 帰国前に行うこと

以下は主なものです。各自でチェックしてください。

- (1) 所属キャンパス学生部・学生課・学事担当、国際担当窓口、学生部別科・日本語研修課程担当からの連絡事項を確認する。学生証は帰国前に返却する。
- (2) 宿舍・アパートの退去手続きをし、家賃・ガス・電気・水道料等を精算する。
* 事前にアパートの管理人等に退去日を知らせてください。通常は1ヶ月から2ヶ月前になります。
- (3) 電話、携帯電話、インターネットの契約を解除する。
- (4) 日本国内で作成したクレジットカードの解約の手続きをする。
- (5) 振込・支払いの予定がない銀行口座の解約の手続きをする。
クレジットカードで買い物をした場合は、カードの引き落とし日に注意すること。
- (6) 区役所/市役所に「転出届」を提出する。
- (7) 国民健康保険証を区役所/市役所で返却し、保険料を精算する。
* 区役所/市役所によっては、帰国を証明するもの（帰国航空券等）の提示を必要とする場合があります。
- (8) 図書館などから借りている本を返却する。
- (9) 在留カードを返納する。
* 卒業後、帰国する場合は、出国空港で在留カードを返納しなければなりません。

2 卒業・修了後の自宅住所・連絡先・就職先（進路）の届出

(1) 学部・大学院学生の場合

学部・大学院の正規生は、卒業・修了後の「自宅住所」「連絡先」「勤務先（進路）」「メールアドレス」等を届出ください。慶應義塾では、卒業・修了後も塾員情報としてお預かりして、慶應義塾からのお知らせ等を送付いたします。また、個人情報保護に十分に配慮した上で、三田会・クラス会などの同窓会活動を支援する取り組みにも活用いたします。

①卒業・修了後の自宅住所登録のお願い

卒業・修了後の「自宅住所」は、塾員（卒業生）ホームページのメールフォームまたは『慶應オンライン』から届出ください。

【住所等変更届出フォーム】 <http://www2.jukuin.keio.ac.jp/address/index.html>

【お問い合わせ】 infoalumni@info.keio.ac.jp

②進路届（卒業・修了後の進路・就職先）の提出

卒業・修了後の進路・就職先について、卒業・修了までに「進路届」を登録してください。詳細については、[就職・進路支援担当ウェブサイト](#)で確認、あるいは所属キャンパスの就職・進路支援担当部署に問い合わせてください。

(2) 別科・日本語研修課程生の場合

卒業・修了後の住所登録、進路届の提出ともに必要ありません。



3 卒業・修了後の慶應義塾大学とのかかわり

(1) 塾員（じゅくいん）向けのサービス・イベントについて

慶應義塾では、大学学部または大学院を卒業・修了した人を「塾員（じゅくいん）」と呼んでいます。卒業・修了後は、「塾員センター」が皆様との窓口となります（三田キャンパス・北館2階）。

[【塾員（卒業生）ホームページ】](#)

①『慶應オンライン』（インターネット・サービス）

『慶應オンライン』は、インターネットを利用した塾員専用ネットワークサービスで、現在11万人を超える 塾員の方々が登録されています。主な機能は、生涯利用可能な転送メールアドレス取得、メールマガジン配信、慶應オンラインに登録している塾員相互のメール送受信等ができます。また、コミュニティを作り同じ趣味や話題を持った塾員と交流することもできます。是非ご利用ください。

[【慶應オンライン】](#)

②「塾員招待会」

慶應義塾では、卒業25年の節目をお迎えになる塾員の皆様を卒業式に、卒業50年の節目をお迎えになる塾員の皆様を入学式のご来賓として毎年ご招待しています。

[【塾員と慶應義塾との関わり】 <http://www2.jukuin.keio.ac.jp/about/index.html>](http://www2.jukuin.keio.ac.jp/about/index.html)

(2)「三田会（みたかい）」について

多くの塾員の方から、人脈の広さや厚さを評して「慶應義塾の本当の良さは卒業してからわかるもの」というお話を伺います。慶應義塾では伝統的に同窓会組織を「三田会」と呼び、とても大切な組織であり特長でもあります。「三田会」の活発な交流こそが、先の評価の源です。

三田会は、卒業年の「年度三田会」、国内外の地域毎に設けられた「地域三田会」、企業単位や業種で結成される「勤務先・職種別三田会」、クラブ・サークル、研究会（ゼミ）等の単位で集う「諸会」の4つに分類されています。身近な「三田会」に情報交換の場としてご参加ください。

なお、慶應義塾と「三田会」は別の組織ではありますが、活発な交流を願いつつ様々な支援を実施しております。その一環として「三田会」活動の案内等の目的で然るべき塾員から相談を受けた場合には、申請書に基づいて「氏名」「登録住所」「勤務先」「メールアドレス」等を紙媒体で提供しております。何卒ご理解を賜り「三田会」へご参加くださいますようお願い申し上げます。詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。

[【三田会について】](#)

[【塾員情報の取扱いについて】](#)

(3)慶應連合三田会大会について

「三田会」は慶應義塾とは別組織である慶應連合三田会によって包括されています。慶應連合三田会が主催する塾員等の祭典が、「[慶應連合三田会大会](#)」です。毎年秋に日吉キャンパスで開催される所謂ホームカミングデーです。卒業後10、20、30、40年目の「年度三田会」が、大会運営を担当して塾員やそのご家族、塾生、地域の方々等2万人が集うビッグイベントです。

(4)海外への情報発信

慶應義塾は、海外に向けて研究・教育・医療における様々な活動、教員・学生・塾員の活躍、イベント・入試情報などを大学公式ウェブサイト・SNS ([Facebook](#)および[Instagram](#))・ニュースレター([The Penmark](#))を通じて英語で発信しています。

Facebookでは最新のイベント、入試、教育プログラム等の情報を毎日発信しているほか、Instagramには四季折々のキャンパスの風景や学生生活を切り取った写真を多数掲載しています。The Penmark は、主に研究に関する記事を中心に、毎月配信しています。是非ご利用ください（要登録）。

ウェブサイト <https://www.keio.ac.jp/ja/news/> （日本語）

配信希望登録フォーム <https://form.keio.ac.jp/en/about/learn-more/e-newsletter/signup.html>



11 日本での生活

1 マイナンバー制度について

2015年10月より「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」が始まり、日本に住む留学生の皆さんにも個人番号が通知されます。住民登録のある市役所や区役所からマイナンバーが書かれた「通知カード」が送られてきますので、受け取ったら以下の点に注意してください。

- ・捨てたり破ったりせず、大切に保管すること。
- ・他人に見せたり、貸したりしないこと。ただし、アルバイト先等で求められた場合は、番号を知らせること。

なお、マイナンバーは原則として一生使うものになります。取扱いには注意いただき、紛失したり、不用意に他人に教えたりしないように各自十分注意してください。

詳細は、[ウェブサイト](#)を確認してください。

2 通学定期券（研究生を除く）

通学定期券を買うことができます（研究生は通勤定期券になります）。購入方法は以下の通りです。なお、2022年度より通学定期の購入手順が変更されました。あらかじめ以下の手順で紙の「通学証明書」を発行し、通学定期を購入してください。

- ① 証明書発行サービス（「塾生サイト」→「各種手続き」→「証明書」→「証明書の発行」からアクセス）にログインし、「通学証明書」を申請する。

※[証明書](#)の発行について

- ② コンビニエンスストア、もしくは学内証明書発行機で「通学証明書」を印刷する。
※「通学証明書」の発行手数料は無料ですが、コンビニエンスストアで印刷する場合、印刷料金が60円かかります。

(1) 電車の場合

- ① 通学証明書の通学区間欄に最短の通学区間（乗車駅と降車駅）を記入してください。
- ② 駅に備え付けられている「定期券購入申込書」に必要事項を記入してください。「定期券購入申込書」に学生証を添えて駅の窓口に出し、通学定期券を購入してください。

*ICカード(Suica /PASMO)連絡定期券

JRや私鉄、地下鉄の路線を乗り継いで通う場合にも1枚のICカード([Suica](#)もしくは[PASMO](#))でまとめて購入することができます。



(2) バスの場合

- ① 通学証明書の通学区間欄等に記入してください。通学区間の欄には最短の通学区間（停留所名）を記入してください。
 - ② 申込書に学生証と「通学証明書」を添えて、バス会社の営業所や案内所の窓口に出し、通学定期券を購入してください。
- ※「通学証明書」の発行手数料は無料ですが、コンビニエンスストアで印刷する場合、印刷料金が60円かかります。
- ※「通学証明書」には自宅住所が記載されています。自宅住所を変更する場合、keio.jpで住所変更の申請を行ってください。通学証明書に新住所が反映されるのは、住所変更の承認通知メールが届いた翌朝7:00以降です。

3 郵便局

郵便局は各所にあり、郵便物の配達のほか、貯金や保険などの業務も行っています。受付時間は、下記のとおりです。

郵便 : 平日 9:00～17:00 (本局など一部は 19:00 まで)

貯金（外国為替・送金）：平日 9:00～16:00

※ATM の利用時間は、郵便局により異なります。

各地域には本局と呼ばれる大きな郵便局があります。本局では土曜日、日曜日、休日でも郵便業務を24時間取り扱っています。

切手は、郵便局以外に「〒」マークのあるコンビニエンスストアやお店でも購入できます。
引越しをしたときは近くの郵便局へ行き「転居届」のはがきに記入して届け出ると、1年間新しい住所に郵便物が届きます。

郵便局には貯金や支払いができる「ゆうちょ銀行」というシステムがあり、全国の郵便局や提携ATM（Automatic Teller Machine）で利用できます。口座開設には、パスポート、在留カード、学生証および印鑑（サインでもよい）が必要です。

日本郵便

ゆうちょ銀行

4 銀行口座の開設

奨学金は銀行口座に振り込まれます。銀行口座を早めに開設しておくことをお勧めします。口座を開設する際、パスポート、在留カード、学生証および印鑑（サインでもよい）の提示が求められます。銀行によっては半年以上の在留を求められる場合がありますので、事前に確認してください。

通常の窓口営業時間：平日 9:00～15:00

※ATMの利用時間は、設置場所により異なります。

5 電話

自宅に固定電話を新設する時は、NTTの116番に電話するか、最寄りのNTT営業所へ行って申し込みます。

NTT 東日本（電話）

携帯電話を購入する場合は、在留カードおよび学生証（身分証明書）を持って、近くの携帯電話会社の代理店、通信会社で手続きをしてください。

主な携帯電話の会社は次のとおりです。

au	https://www.au.com/
docomo	https://www.docomo.ne.jp/
SoftBank	https://www.softbank.jp
Y!mobile	https://www.ymobile.jp



6 インターネット

インターネットへの接続方法は、通信環境、特に使用回線（光回線・ケーブルTVなど）によって異なります。各自でプロバイダーを選んで問い合わせをしてください。

7 電気

ショートした場合や容量以上の電気を使ったときには、ブレーカーが落ち、電気の供給が自動的に止まり停電します。このような時は、電気器具の使用を減らしてから、ブレーカーを上げます。部屋の電気容量をあらかじめ調べ、同時に電気を使い過ぎないようにしましょう。電気のトラブルは、電気料金の領収書に書かれている営業所に電話するとよいでしょう。領収書は大切に保管してください。引っ越し際には電力会社への連絡を忘れずにしてください。

例) [東京電力](#)

8 ガス

使用されているガスは、都市ガスとプロパンガスがあります。ガスを使用するときはガスの種類に注意して、ガス会社に連絡した上で使用してください。担当者が来て、開通作業をしてくれます。開通作業をするときには、在宅していなければなりません。

例) [東京ガス](#)

9 水道

水道を使用するときは、住んでいる地域の営業所に水道使用開始希望日を連絡してください。料金の支払いは通常2ヶ月ごとに請求がきます。

例) [東京都水道局](#)
[横浜市水道局](#)

<支払いについて>

電話・電気・ガス・水道等の料金、テレビ受信料等は、コンビニエンスストア、銀行、郵便局で支払うことができます。また、銀行口座から自動的に支払うこと（銀行口座引き落とし）もできます。銀行口座引き落としの詳細については、それぞれの事業者に問い合わせてください。

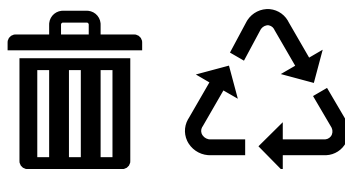
10 ゴミ処理

ゴミは分別して、所定の曜日・時間・場所に出してください。地域によってルールが異なります。ゴミを捨てる際は必ず規則を守ってください。

可燃ゴミ	通常 1 週間に 2 回
不燃ゴミ	通常 1 週間に 1 回もしくは 2 週間に 1 回
資源ゴミ	通常 1 週間に 1 回もしくは 2 週間に 1 回
粗大ゴミ テーブル、椅子、布団、 暖房器具、自転車など	区役所/市役所に連絡してください（有料）

<注意>

エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・パソコンの7品目は、粗大ゴミとして捨てるできません。購入した又は新たに購入を予定している販売店などに引き取ってもらうことが義務付けられています。引き取り先がわからない場合は、区役所/市役所に問い合わせてください。



12 緊急の場合（急病・火災・盗難・交通事故・地震）

1 緊急事態発生時の通報番号

119番：救急車・火災

急病・けがのとき

急病のときあるいはケガをしたときは（特に夜間のとき）、「局番なしの 119 番」に電話をして救急車を呼んでください。119 番は消防署の緊急番号です。火事なのか救急車を呼びたいのかをはっきり伝えてください。

火災にあったとき

自室や隣室で火事が起こったとき、自分ひとりだけで火を消そうとしても不十分な場合があります。必ず大声で「火事だ!」と叫んで周囲の人に知らせてください。全国共通で「局番なしの 119 番」をダイヤルします。消防署は、消防車と救急車の出動を行いますから、まず「火事です!」とはっきり言い、住所を正確に伝えてください。

110番：警察（犯罪や交通事故等）

盗難にあったとき

盗難にあったときは、「局番なしの 110 番（警察）」に電話をするか、近くの交番に行ってください。氏名、住所と状況を伝えてください。学内の場合は、学生生活支援担当あるいは国際担当窓口（夜間は警備室）に連絡をしてください。キャッシュカードやクレジットカードを盗まれた場合は、すぐに銀行やクレジットカード会社に連絡してください。暗証番号・パスワードは絶対他人に知られないように十分注意してください。

交通事故にあったとき

交通事故にあったときは、すぐに警察（局番なしの 110 番）に連絡してください。けがをしている人がいる場合は、119 番にダイヤルして救急車を呼んでください。その時には大けがに感じられなくても、症状が変わることがあるので、その場で相手に安易に「大丈夫です」と言わず、すぐに病院に行き診断・治療を受けてください。警察に連絡するほどの被害でない場合でも、相手の名前および連絡先を忘れずに聞いてください。事故に関わった全ての車両のナンバープレートの番号を記録し、その場に居合わせた目撃者の名前と連絡先も聞いておくとい良いでしょう。損害保険会社に事故の状況を立証するため、これらの情報が必要な場合があります。所属キャンパスの学生部・学生課学生生活支援担当と国際担当窓口または学生部別科・日本語研修課程担当へ連絡してください。

< 注意 >

「119番」「110番」に電話するときは、あせらず、落ち着いて『何があったのか（火事なのか、救急なのか）』『どこでおきているのか（目標物も）』を伝えてください。サイレンが聞こえたら、車を誘導するために、道に出てください。公衆電話では10円玉も100円玉も必要ありません（無料）。

2 地震

日本は地震の多い国です。グラッときてもあわてず、まず自分の身を守ることが大切です。

屋内にいるとき:

慌てて外に飛び出すことは危険です。

- (1) **身の安全を守る** 机やテーブルの下に急いで身を隠すか、家具の少ない部屋へ移動してください。机やテーブルがない場合には、座布団や本などで頭を保護してください。
- (2) **脱出口を確保する** 揺れが大きいと、ドアや窓が変形して開かなくなり、室内に閉じ込められることがあります。身の安全が確保されたら、揺れの合間をみて、ドアや窓を少し開け、逃げ口を確保してください。
- (3) **火の始末をする** 揺れが激しい場合は、揺れが収まってから火の始末をしてください。火が出なくてもガスの元栓は確実に閉めてください。また、停電復旧にともなう通電火災防止のため、電気のブレーカーも切ってください。
- (4) **揺れが収まっても油断しない** 大きな地震の後には余震が発生することがあります。倒れかかったタンスや本棚、冷蔵庫などには近づかないでください。余震によって転倒する恐れがあります。ラジオの緊急放送を聴き、その指示に従ってください。電話はできるだけ使わないようにしてください。

屋外にいるとき:

狭い路地や塀ぎわ、崖、川岸から離れましょう。建物の近くにいる時には、カバンなどで頭を守り、落下物に注意してください。安全な場所にすばやく避難しましょう。

[災害・緊急時ポケットガイド](#) :

大地震が発生した場合の注意事項が記載してあります。参照してください。

防災対策:

家ではタンスや本棚等の高いところに物を置かないようにしましょう。また家具等はホームセンター等で購入できる転倒防止器具で固定するようにしましょう。(賃貸の住居の壁、床、天井を傷つける場合は、貸主の許可を得る必要があります。)
住居の非常口はもちろん、あなたの町の避難場所も調べて一度は訪ねておきましょう。家族がばらばらになってしまった時のための集合場所も決めておくことをお勧めします。

[東京都防災ホームページ](#)

[神奈川県災害時外国人住民支援のページ](#)

[災害時情報提供アプリ](#) [Safety tips](#) (14か国語対応)

グラッときたら

1. 身の安全を守る。
2. 脱出口を確保する。
3. 火の始末をする。
4. 揺れが収まっても油断しない



いざという時のために

救急箱、飲み水、缶詰などの保存食品（缶きりも忘れずに）、ポータブルラジオ（電池も確認しておきましょう）、懐中電灯、予備の電池、身分証明書やパスポートの写し、現金（小銭も）、貯金通帳、常備薬、緊急連絡先一覧を用意しておきましょう。

13 医療・健康

日本には医療費の負担を軽くするための医療制度があります。日本に3ヶ月を超えて滞在する外国人は、次のうちのひとつに加入していなくてはなりません。

① 社会健康保険・・・会社や事業所に勤める人が加入します。

② 国民健康保険・・・社会健康保険に加入できない人が対象です。

この他に、公務員や学校の教職員を対象とした共済組合などがあります。在日の家族の方が入っている社会健康保険も適用されますが、ほとんどの留学生の場合は国民健康保険に加入することになります。

1 国民健康保険（「国保」）

国民健康保険（通常「国保」と呼んでいます）は、病気やけがをした時に、国・地方自治体および個人が医療を分担し、経済的な心配をすることなく治療を受けることができることを目的とした医療保険制度の一つです。日本に3ヶ月を超えて在留する留学生は、全員国保に加入することになっています。ただし、家族などが、日本の国家公務員もしくは地方公務員または会社員等で、その被扶養者として共済組合や社会健康保険に加入している場合は、あらためて国保に加入する必要はありません。この保険に加入していると、国保を取り扱う病院で

（ほとんどの病院が国保を取り扱っています）診療を受けた場合、治療費の30%を皆さんが支払い、残りの70%を国保が負担します。

（注）国保は、美容整形、歯列矯正、正常分娩には適用されません。

保険料の支払いについて

区役所/市役所ごとに多少違います。国保担当課に所得が一定額未満であると認められた場合、保険料の減額制度が適用されます（奨学金は、所得ではありません）。また、地方公共団体等によっては留学生のために、保険料の補助制度を設けているところもあります。くわしくは国保担当課の窓口で相談してください。

もし保険料が大幅に上がっている場合は、減免が適用されていない可能性があります。その場合は、区役所等で減免の手続きが必要となります。



2 学生健保 医療給付制度

医療給付とは、皆さんが家族または本人が加入している健康保険の保険証を提示して医療機関で保険適用の診療を受けた場合、窓口で支払った自己負担額の一部を給付する制度です。学生本人が所定の期間に手続きを行った場合に限り、給付を受けることができます。詳細は「健保の手引き」をご覧ください。なお、留学生は国民健康保険へ加入する必要があります。

<注意>

医療給付制度は、学部および大学院の正規生の皆さんが学費納入費に支払っている組合費で運営されている学生健康保険互助組合の活動の一環です。

別科・日本語研修課程、慶應インターナショナルプログラム（KIP）の学生、および研究生等非正規生は組合に加入していませんので、医療給付を受けることができません。

3 学生教育研究災害傷害保険

大学の教育研究活動中に生じた不慮の事故により身体に傷害を受けた場合の救済措置として、学部・大学院の正規生、研究生・特別短期留学生（国費留学生と一部の交換留学生のみ）、別科・日本語研修課程および慶應インターナショナルプログラム（KIP）の学生を対象に、大学が保険料を負担して「学生教育研究災害傷害保険」に加入しています。教育研究活動中とは、大学内外での正課、大学行事、課外活動（学外の場合は事前に大学への届出が必要）を指します。また住居と学校施設等との間の通学、学校施設等相互間の移動中に発生した事故も対象となります。ただし、病気はこの保険の対象となりません。また、怪我の完治までに要した通院の回数によっては、この保険の対象とならないこともあります。

上記活動中に傷害を受けた場合は、まずは学生部学生生活支援窓口にご相談してください。

4 国民年金

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」等が設けられています。所得が少なく国民年金保険料を納められない場合は、住んでいる区/市役所の窓口にご相談してください。

5 病院にかかりたいとき

英語ができる医師や職員が常時勤務している病院はあまりありませんが、インターナショナルクリニックや、総合病院では英語での診療をしているところが多いです。通訳者が同伴できれば、近隣のクリニックでも対応してくれる場合があります。

出かける前に、あらかじめ、下記の医療情報センターに相談するか、行きたい病院に直接問い合わせしましょう。医療機関を受診する際には、健康保険証を持参しましょう。

麻しん（はしか）、風しん（三日ばしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、水痘（みずぼうそう）、百日咳、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症などの学校感染症にかかった場合は、「7-3-(4). 感染症の予防措置」の指示に従い対応してください。

(1) [東京都保健医療情報センター（ひまわり）](#)

外国語で受診できる東京都内の医療機関や日本の医療制度についての案内が受けられます。

①外国語の通じる病院、医師の紹介 03-5285-8181（9:00～20:00）

②緊急通訳サービス（医療機関向） 03-5285-8185

(2) [日本政府観光局（JNTO）医療機関検索](#)

(3) [AMDA国際医療情報センター](#)

日本の医療情報の提供を行っています。03-6233-9266（平日10:00～15:00）

(4) [横浜市救急医療センター](#)（24時間）

病院・診療所に行くか、救急車を呼ぶか迷った時に相談にのってもらえます。

#7119 または、045-232-7119

6 救急車を呼ぶとき

急病や大けがをしたときは、電話して救急車を呼びます。電話番号は「119」です。（火事のとときと同じ番号です。）

慶應義塾大学には、在学生や卒業生による留学生のための支援団体があります。支援団体は、大学生活や慣れない日本での生活などのサポートをしています。また、年間を通じて懇親パーティーや各種イベント、さらには日本の伝統や文化、季節を知ることができる体験ツアーなどが計画されています。イベントの開催は、国際センターまたは担当事務室掲示板や国際センターの[ウェブサイト](#)で案内しています。



14 留学生支援団体（国際センター公認）

1 在学生による支援団体

KOSMIC（国際センター塾生機構）

慶應義塾大学の在学生によって構成され、留学生に対して同じ学生の立場でなければできないサポートを行っています。留学生歓迎会の開催、日本語会話の練習パートナー（カンパセーションパートナー）、日本語スピーチコンテストの開催等、様々な活動を通して留学生との交流を図っています。



Facebook group
KOSMIC-official fb group



Instagram account
keio_kosmic



Line official account
@293wrboj

2 慶應義塾大学卒業生による支援団体

(1) [日本語クラブ](#)

慶應義塾大学に在籍する留学生、訪問研究員およびその家族を対象として、無料で日本語レッスンを実施しています。また、エクスカージョンの類も企画・実施して、日本の文化や伝統を紹介しています。三田・信濃町キャンパスで活動しています。

(2) [Keio Welcome Net](#)

イベントの開催や、電化製品や家庭用品等の調達、病院への付き添い等、日本の生活に慣れていない外国人留学生や研究者のために様々な支援をしています。

(3) [東京三田倶楽部](#)

1974年に設立された卒業生の団体です。外国人留学生との交流を深めるために歓迎会や様々な催し物を開催しています。



15 キャンパス所在地

アクセスマップは、[こちら](#)を参照ください。

